

2024年 8月 20日

鹿児島労働局長様
鹿児島地方最低賃金審議会会長様

日本民主青年同盟鹿児島県委
委員長 長野

最低賃金提示額への異議申し立て

7月22日に行われた審議会にて、意見陳述をさせていただきました。その際、県内学生や若い労働者、非正規雇用で働く若者の意見を取り上げさせていただき、

- 1、最低賃金を時間額 1500 円に引き上げること。
- 2、生計費原則にもとづく全国一律の制度とすること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げにあたっては、社会保険料の軽減など、赤字企業を含め賃金を引き上げられる環境を整えること。

という3点を要請いたしました。

今回の953円という提示額は鹿児島で見ると前進かもしれませんが、鹿児島市の消費者物価指数、10大品目別指数は最低賃金の上昇幅を軒並み超える高騰傾向にあります。また、オンラインストアやチェーン店の拡大により、消費者に届く商品価格は都市部も鹿児島もほぼ変わりません。

令和5年の最低賃金全国加重平均額は1,004円となっており、今回提示された953円からは遠く、令和4年にはすでに、全国加重平均額は961円の到達をしており、鹿児島県の最低賃金改善の遅れが顕著です。賃金の低さから将来の見通しを立てることが厳しく、結婚、子育て、教育、鹿児島での生活をあきらめ県外に出ていく選択をやむなくする若者の存在も鹿児島の過疎に拍車をかけています。

全国平均との差、都市部との賃金格差、鹿児島でも見られる生活必需品の高騰、これらによる鹿児島の若い世代の県外流出などを改善していくためにも、改めて以下の事項を要望します。

【要請項目】

- 1、最低賃金を時間額 1500 円に引き上げること。
- 2、生計費原則にもとづく全国一律の制度とすること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げにあたっては、社会保険料の軽減など、赤字企業を含め賃金を引き上げられる環境を整えること。

以上



鹿児島労働局長 永野 和則 様

鹿児島県自治体関連労働組合総連
執行委員長 柳田 庫呂
鹿児島市易居町2-1有馬ビル2
(電話) 099-227-0777 (FAX) 099-227-0707

令和6年度鹿児島県最低賃金の改定決定に対する異議申出

今年度の鹿児島地方最低賃金審議会は8月9日、県内の最低賃金を現行時間額897円から56円引き上げ、時間額953円とするよう鹿児島労働局長に答申しました。異常な物価高騰が暮らしを直撃している厳しい情勢において、地域経済の活性化と労働力人口の県外流出に歯止めをかけ労働力人口を確保するため、中央最低賃金審議会が示した目安50円に6円をプラスするとの結論は極めて意義深いものです。しかし、改定額953円は急激な物価高においてついておらず、憲法25条が保障する「健康で文化的な生活」さえできない水準であると考えます。したがって、「鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に関し下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 1、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額953円とすることは不服です。鹿児島県労連が実施した最低生計費調査(2024年8月26日記者発表予定)に基づき、時間額1500円以上とすることを求めます。
- 2、地方に住んでいても大都市と生活費は変わりません。都道府県毎の最低賃金制度は賃金の高い地域に人口が流出します。全国一律の最低賃金制度の創設を国に求めてください。
- 3、中小企業支援策の大幅な拡充を国・県に要請することを求めます。
- 4、審議員を民主的に選出してください。

【異議申出の主旨】

- (1) 憲法25条に立脚し、「健康で文化的な最低限の生活を」営める賃金を

鹿児島地方審議会の運営にご尽力いただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

さて、今回の最賃改定にあたり、中央審議会の目安50円を6円うわまわる引き上げを決定した貴職及び関係者各位のご奮闘に敬意を表するものです。また、今年の専門部会におきましても、意見陳述の機会を設けていただけるよう審議会に働きかけていただいたことに改めてお礼を申し上げます。

ただ、私たちが求めている「時給1,500円」には遠くおよんでおらず、時間額953円を年間1,800時間の労働時間で換算しても1,715,400円にとどまり、健康で文化的な生活を送るに十分な水準からはほど遠く、到底納得できず、異議を申し立てざるを得ません。鹿児島地方最低賃金審議会において、あらためて「法の趣旨を踏まえた」議論をお願いするものです。「最低賃金は人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきであり、人としてその水準に達しているか」(最低賃金法第一条)を基本に捉えて改めて審議をお願いします。

- (2) 中小企業・小規模事業所への大幅支援拡充を

「鹿児島県最低賃金の改正決定について(答申)」の附帯決議にて中小企業・小規模事業所への支援、および、非正規雇用労働者の処遇改善を支援することを政府に要請いただいたことに敬意を表します。引き続き、最低賃金大幅引上げのために、中小企業・小規模事業所への大幅支援を政府・県に求めて頂きますようお願いいたします。

- (3) 審議員の選出方法を透明公正に

審議員の選出過程が明らかにされておりません。23年度より最賃専門部会が傍聴できるようになったものの、これでは、私たち労働者の代表が公正に選出されたのか疑問が生じます。審議員の選出方法を明らかにし、透明公正な選出方法を担保してください。



鹿児島地方最低賃金審議会会長 松枝 千鶴様

鹿児島県自治体関連労働組合総連
執行委員長 柳田 庫呂
鹿児島市易居町2-1有馬ビル2
(電話) 099-227-0777 (FAX) 099-227-0767

令和6年度鹿児島県最低賃金の改定決定に対する異議申出

今年度の鹿児島地方最低賃金審議会は8月9日、県内の最低賃金を現行時間額897円から56円引き上げ、時間額953円とするよう鹿児島労働局長に答申しました。異常な物価高騰が暮らしを直撃している厳しい情勢において、地域経済の活性化と労働力人口の県外流出に歯止めをかけ労働力人口を確保するため、中央最低賃金審議会が示した目安50円に6円をプラスするとの結論は極めて意義深いものです。しかし、改定額953円は急激な物価高においてついておらず、憲法25条が保障する「健康で文化的な生活」さえできない水準であると考えます。したがって、「鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に関し下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 1、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額953円とすることは不服です。鹿児島県労連が実施した最低生計費調査(2024年8月26日記者発表予定)に基づき、時間額1500円以上とすることを求めます。
- 2、地方に住んでいても大都市と生活費は変わりません。都道府県毎の最低賃金制度は賃金の高い地域に人口が流出します。全国一律の最低賃金制度の創設を国に求めてください。
- 3、中小企業支援策の大幅な拡充を国・県に要請することを求めます。
- 4、審議員を民主的に選出してください。

【異議申出の主旨】

- (1) 憲法25条に立脚し、「健康で文化的な最低限の生活を」営める賃金を

鹿児島地方審議会の運営にご尽力いただいておりますことに深く感謝を申しあげます。

さて、今回の最賃改定にあたり、中央審議会の目安50円を6円うわまわる引き上げを決定した貴職及び関係者各位のご奮闘に敬意を表するものです。また、今年の専門部会におきましても、意見陳述の機会を設けていただけるよう審議会に働きかけていただいたことに改めてお礼を申しあげます。

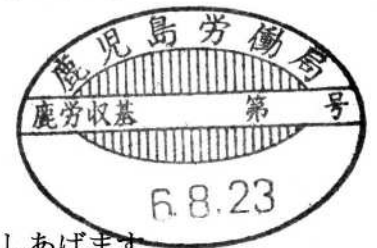
ただ、私たちが求めている「時給1,500円」には遠くおよんでおらず、時間額953円を年間1,800時間の労働時間で換算しても1,715,400円にとどまり、健康で文化的な生活を送るに十分な水準からはほど遠く、到底納得できず、異議を申し立てざるを得ません。鹿児島地方最低賃金審議会において、あらためて「法の趣旨を踏まえた」議論をお願いするものです。「最低賃金は人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきであり、人としてその水準に達しているか」(最低賃金法第一条)を基本に捉えて改めて審議をお願いします。

- (2) 中小企業・小規模事業所への大幅支援拡充を

「鹿児島県最低賃金の改正決定について(答申)」の附帯決議にて中小企業・小規模事業所への支援、および、非正規雇用労働者の処遇改善を支援することを政府に要請いただいたことに敬意を表します。引き続き、最低賃金大幅引上げのために、中小企業・小規模事業所への大幅支援を政府・県に求めて頂きますようお願いいたします。

- (3) 審議員の選出方法を透明公正に

審議員の選出過程が明らかにされておられません。23年度より最賃専門部会が傍聴できるようになったものの、これでは、私たち労働者の代表が公正に選出されたのか疑問が生じます。審議員の選出方法を明らかにし、透明公正な選出方法を担保してください。



2024年8月26日

鹿児島労働局

局長 永野 和則 殿



鹿児島県労働組合総連

議長 福丸 裕

〒892-0815

住所 鹿児島市易居町2-1 有馬ビル2階

電話 099-201-3851

令和6年度鹿児島県最低賃金改定に対する異議申出書

日頃より働く者の労働条件の改善・くらしの向上へのご尽力に敬意を表します。

8月9日、鹿児島地方最低賃金審議会は、最低賃金改定について、地域別最低賃金改定額が目安額50円に6円プラスして953円とする答申をおこないました。異常な物価高騰が暮らしを直撃している厳しい情勢において、地域経済の活性化と若年者の県外流出に歯止めをかけ労働力人口を確保するため、中央最低賃金審議会が示した目安50円に6円をプラスする、との結論は極めて意義あるものと考えます。私たちは、「最低賃金の水準引き上げ」、「全国一律をめざしつつ地域間格差を解消する」、「中小企業・小規模事業者支援」をセットで行うことを求めて運動を続けてきました。目安に上積みすること、中小企業・小規模事業者への支援を求める答申となったことについて敬意を表するものです。

しかしながら、時間額56円の引き上げでは単年度で見ても労働者の生活を改善できず、本来あるべき水準にも遠く、都市部との格差も解消されません。鹿児島県を県民にとって希望ある地域にするためには、大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。以上のことから、下記の異議申出をおこないます。

記

1. 令和6年度の鹿児島県の最低賃金を1時間953円とすることに不服である。
2. 本年答申された鹿児島県の最低賃金は、最高位であるAランク東京地方との地域間格差は、縮小したとはいえいまだ210円あり、至急の改善を求める。
3. 全国一律最低賃金制度の法制化と時間額1,500円の実現のための審議を求める。

【異議申出の主旨】

鹿児島県労連や、上部団体である全労連の地方組織で最低生計費調査をおこなった結果、一人暮らしの若者が憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むためには、いずれの都道府県でも時間給1,500円・月額25万円・年収300万円程度が必要という調査結果が出ています。コロナ禍で社会生活の変容が見られる中で、鹿児島県労連では2019年に実施した最低生計費調査の再調査を行い、この度調査結果を記者会見で発表したところです。私たちはこうした調査結果を根拠とし「全国一律最低賃金制度」を求め

ています。

私たちの求めている最低賃金 1,500 円はフルタイム勤務の場合で年額 270～300 万円になり、夫婦 2 人で働けば、義務教育世帯 4 人家族の生計費に近似する金額です。最低賃金 1500 円は、単身世帯だけではなく、結婚し子どもを生み育てることがかろうじて可能となる最低限の水準ということです。

親の貧困は家庭環境や教育環境に影響を与え、子どもへの貧困の連鎖にもつながるといふ指摘があります。現時点で親の世代となる労働者にとって、最低賃金 1,500 円はこれからの社会を担う子どもたちの将来にも影響を与える大きな課題です。

職業選択の自由で「あえて有期雇用やパート勤務など非正規雇用を選んだ」との見解があり、不安定雇用や低賃金は自己責任であるとの誤った見解があります。しかし、1980 年代以降政府は労働法制を改定し、大企業の求めに応じて正規雇用から雇用の調整弁として非正規労働者を拡大してきました。政府の掲げた方針に沿ったとはいえ、雇用者としての責任は免れることはできません。

最低賃金法の目的は「労働条件の改善・生活の安定・・・国民経済の発展・・・」ですが、今日まで目的に沿うことがなく、最低賃金の改定によって労働者の生活の安定や日本経済の発展にはつながっていないと私たちは考えます。

「鹿児島県最低賃金は生活保護基準を下回らない」と今回回答申されていますが、居住地・勤労控除・月労働時間・可処分所得割合などの比較計算方法には、最低賃金を高く、生活保護基準を低く見せるようになっていきます。そもそも、世界有数の経済大国である日本で、フルタイム勤務すれば、経済規模に見合う「普通の暮らし」ができる賃金でなければならないのではないのでしょうか。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法 25 条（生存権）がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えているところです。

以上の主旨から、鹿児島県労働組合総連合は、改めて、時間給 1,000 円以上の引き上げを求めるとともに「全国一律最低賃金制度」の法制化と時給 1,500 円の早期実現にむけた審議を求めます。

以上

2024年8月26日

鹿児島地方最低賃金審議会会長
松枝 千鶴 殿



鹿児島県労働組合総連
議長 福丸 祐

〒892-0815

住所 鹿児島市易居町 2-1 有馬ビル 2階
電話 099-201-3851

令和6年度鹿児島県最低賃金改定に対する異議申出書

日頃より働く者の労働条件の改善・くらしの向上へのご尽力に敬意を表します。

8月9日、鹿児島地方最低賃金審議会は、最低賃金改定について、地域別最低賃金改定額が目安額50円に6円プラスして953円とする答申をおこないました。異常な物価高騰が暮らしを直撃している厳しい情勢において、地域経済の活性化と若年者の県外流出に歯止めをかけ労働力人口を確保するため、中央最低賃金審議会が示した目安50円に6円をプラスする、との結論は極めて意義あるものと考えます。私たちは、「最低賃金の水準引き上げ」、「全国一律をめざしつつ地域間格差を解消する」、「中小企業・小規模事業者支援」をセットで行うことを求めて運動を続けてきました。目安に上積みすること、中小企業・小規模事業者への支援を求める答申となったことについて敬意を表するものです。

しかしながら、時間額56円の引き上げでは単年度で見ても労働者の生活を改善できず、本来あるべき水準にも遠く、都市部との格差も解消されません。鹿児島県を県民にとって希望ある地域にするためには、大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。以上のことから、下記の異議申出をおこないます。

記

1. 令和6年度の鹿児島県の最低賃金を1時間953円とすることに不服である。
2. 本年答申された鹿児島県の最低賃金は、最高位であるAランク東京地方との地域間格差は、縮小したとはいえいまだ210円あり、至急の改善を求める。
3. 全国一律最低賃金制度の法制化と時間額1,500円の実現のための審議を求める。

【異議申出の主旨】

鹿児島県労連や、上部団体である全労連の地方組織で最低生計費調査をおこなった結果、一人暮らしの若者が憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むためには、いずれの都道府県でも時間給1,500円・月額25万円・年収300万円程度が必要という調査結果が出ています。コロナ禍で社会生活の変容が見られる中で、鹿児島県労連では2019年に実施した最低生計費調査の再調査を行い、この度調査結果を記者会見で発表したところです。私たちはこうした調査結果を根拠とし「全国一律最低賃金制度」を求め

ています。

私たちの求めている最低賃金 1,500 円はフルタイム勤務の場合で年額 270～300 万円になり、夫婦 2 人で働けば、義務教育世帯 4 人家族の生計費に近似する金額です。最低賃金 1500 円は、単身世帯だけではなく、結婚し子どもを育てることがかろうじて可能となる最低限の水準ということです。

親の貧困は家庭環境や教育環境に影響を与え、子どもへの貧困の連鎖にもつながるといふ指摘があります。現時点で親の世代となる労働者にとって、最低賃金 1,500 円はこれからの社会を担う子どもたちの将来にも影響を与える大きな課題です。

職業選択の自由で「あえて有期雇用やパート勤務など非正規雇用を選んだ」との見解があり、不安定雇用や低賃金は自己責任であるとの誤った見解があります。しかし、1980 年代以降政府は労働法制を改定し、大企業の求めに応じて正規雇用から雇用の調整弁として非正規労働者を拡大してきました。政府の掲げた方針に沿ったとはいえ、雇用者としての責任は免れることはできません。

最低賃金法の目的は「労働条件の改善・生活の安定・・・国民経済の発展・・・」ですが、今日まで目的に沿うことがなく、最低賃金の改定によって労働者の生活の安定や日本経済の発展にはつながっていないと私たちは考えます。

「鹿児島県最低賃金は生活保護基準を下回らない」と今回回答申されていますが、居住地・勤労控除・月労働時間・可処分所得割合などの比較計算方法には、最低賃金を高く、生活保護基準を低く見せるようになっていきます。そもそも、世界有数の経済大国である日本で、フルタイム勤務すれば、経済規模に見合う「普通の暮らし」ができる賃金でなければならないのではないのでしょうか。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法 25 条（生存権）がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えています。

以上の主旨から、鹿児島県労働組合総連合は、改めて、時間給 1,000 円以上の引き上げを求めるとともに「全国一律最低賃金制度」の法制化と時給 1,500 円の早期実現にむけた審議を求めます。

以上

2024年8月26日

鹿児島労働局

局長 永野 和則 様



鹿児島県医療労働組合連合会

執行委員長 松下 隆

住所 鹿児島市易居町2番1号有馬ビル

電話番号 099-219-1765

2024年度鹿児島県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月9日、鹿児島地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を56円引き上げ、953円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、コロナ禍が終息しない中でも関連補助金などは廃止される一方、患者・利用者減による減収や、人員不足の現場にコロナとインフルエンザ感染が広がり病床閉鎖せざるを得ないなど、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、一時金引き下げ回答も増えました。そのような厳しい現状を告発しながら、国への働きかけも強め、世論を味方につけながら運動をすすめてきました。

政府もケア労働者の賃上げの必要性を打ち出しました。しかし、2024年の診療報酬改定と介護報酬改定に盛り込まれた賃上げ支援策の内容は、前回22年10月から実施している賃上げ支援策と同様に、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、差別と分断を医療・介護現場に持ち込み、すべてのケア労働者の大幅賃上げと言える内容ではありませんでした。

十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者の暮らしを直撃している中、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の鹿児島県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、一桁足りない目安となっています。
2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上により、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

鹿児島地方最低賃金審議会
会長 松枝 千鶴 様



2024年8月26日

鹿児島県医療労働組合連合会

執行委員長 松下

住所 鹿児島市易居町2番1号有馬ビル

電話番号 099-219-1765

2024年度鹿児島県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月9日、鹿児島地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を56円引き上げ、953円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、コロナ禍が終息しない中でも関連補助金などは廃止される一方、患者・利用者減による減収や、人員不足の現場にコロナとインフルエンザ感染が広がり病床閉鎖せざるを得ないなど、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、一時金引き下げ回答も増えました。そのような厳しい現状を告発しながら、国への働きかけも強め、世論を味方につけながら運動をすすめてきました。

政府もケア労働者の賃上げの必要性を打ち出しました。しかし、2024年の診療報酬改定と介護報酬改定に盛り込まれた賃上げ支援策の内容は、前回22年10月から実施している賃上げ支援策と同様に、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、差別と分断を医療・介護現場に持ち込み、すべてのケア労働者の大幅賃上げと言える内容ではありませんでした。

十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者の暮らしを直撃している中、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の鹿児島県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、一桁足りない目安となっています。
2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上により、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

鹿児島労働局長 永野 和則 様



2024年8月26日
鹿児島市広木1丁目1番1号
コープかごしま労働
執行委員長 溝口

2024年度鹿児島県最低賃金の改定決定答申に対する異議申出

今年度の鹿児島地方最低賃金審議会は8月9日、県内の最低賃金を現行時間額897円から56円引き上げ、時間額953円とするよう鹿児島労働局長に答申がなされました。4年連続での大幅な最低賃金、また中央審議会の目安より大きく引き上げたことにより地域間格差も縮小したことは一定評価します。しかし、改定額953円は依然として憲法25条が保障する「健康で文化的な生活」に満たない水準であると考えます。

したがって、「鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に関し下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 1、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額953円とすることは不服です。
- 2、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額1,500円以上とすることを求めます。
- 3、中小零細企業支援策の拡充を国に要請することを求めます。

【異議申出の主旨】

鹿児島地方最低賃金審議会の運営にご尽力いただいておりますことに深く感謝を申し上げます。さて、今回の最賃改定にあたり、中央審議会の目安がプラス50円であるのに対し、6円アップ56円の引き上げは、コロナ禍からの経済活動の回復や、慢性的な人手不足の中奮闘する県内の労働者を励ます方向での答申と捉え、貴職及び関係者各位のご奮闘に敬意を表するものです。また、今年の専門部会におきまして意見陳述や傍聴の機会を設けていただけるよう審議会に働きかけていただいたことに改めてお礼を申し上げます。

1、8時間働いても普通に暮らせない最低賃金額である

鹿児島で働く労働者の多くは、パート・アルバイトや派遣などのいわゆる非正規労働者で、時給はほぼ最低賃金に張り付いているのが現状です。また、今もなお続いているロシアのウクライナ侵攻に端を発した世界情勢の急速な変容は、原材料や燃料等の高騰や円安を招き、それに伴う物価高の影響は鹿児島県で働く労働者の家計を直撃しています。最低賃金の引き上げは、「人手不足解消」「働きやすい職場」「普通の暮らしの実現」に繋がる重要なものです。鹿児島県労連は2019年に生計費調査を行い、今夏に改めて調査を行いました。5年前から状況が改善されてはならず、8時間働いて普通に暮らすには時間額1,500円以上が必要であるという調査結果が出ています。また、答申の56円引き上げは地域間格差については是正がなされたとは言い難く、最低賃金を大幅に引き上げるための施策含めて最賃審議会にて審議が尽くされることを求めます。

2、最低賃金の大幅な引き上げには中小零細企業への公的な支援が欠かせない

最低賃金の大幅な引き上げには、中小零細企業への配慮（「直接的な財政支援」「税や社会保障負担の軽減」「大企業との適正取引の実現支援」など）が不可欠です。貴最低賃金審議会は、抜本的な中小零細企業支援策などを国や県に提言するべきだと考えます。現在、中小零細企業支援策は「金融支援、融資制度、新規事業、雇用、能力開発、賃金労働条件」などに使われていますが、活用には様々な条件があります。貴職におかれましても積極的に制度を検討し、円滑かつ適切な運用という中小零細企業支援策のあるべき姿を示せるよう国に対して要請をしていただくようお願いいたします。

3、全国一律最賃制度の実現で地域間格差の解消を

鹿児島県は新規高卒者の県外就職者が多く、優秀な人材の流出を防ぐためにも、鹿児島県の最低時給を上げなければなりません。地域間の賃金格差は、賃金の低い都市から高い都市へ人口流出を招き、あるいは若者が経済的な理由で親元を離れるしかすべがなく、所帯をもつ意欲を削ぎ、出生率の引き下げを招いているとの識者の声もあります。全国一律の最低賃金制度の実現が求められており、最高額の東京との差は未だ210円と開きがあり、鹿児島で生まれ育った若者たちの未来の為にも時間額1,500円以上への引き上げによる地域格差の解消を求めます。

以上



鹿児島地方最低賃金審議会会長 松枝 千鶴 様

2024年8月26日
鹿児島市広木1丁目1番1号
コープかごしま労働組
執行委員長 溝口

2024年度鹿児島県最低賃金の改定決定答申に対する異議申出

今年度の鹿児島地方最低賃金審議会は8月9日、県内の最低賃金を現行時間額897円から56円引き上げ、時間額953円とするよう鹿児島労働局長に答申がなされました。4年連続での大幅な最低賃金、また中央審議会の目安より大きく引き上げたことにより地域間格差も縮小したことは一定評価します。しかし、改定額953円は依然として憲法25条が保障する「健康で文化的な生活」に満たない水準であると考えます。

したがって、「鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に関し下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 1、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額953円とすることは不服です。
- 2、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額1,500円以上とすることを求めます。
- 3、中小零細企業支援策の拡充を国に要請することを求めます。

【異議申出の主旨】

鹿児島地方最低賃金審議会の運営にご尽力いただいておりますことに深く感謝を申し上げます。さて、今回の最賃改定にあたり、中央審議会の目安がプラス50円であるのに対し、6円アップ56円の引き上げは、コロナ禍からの経済活動の回復や、慢性的な人手不足の中奮闘する県内の労働者を励ます方向での答申と捉え、貴職及び関係者各位のご奮闘に敬意を表するものです。また、今年の専門部会におきまして意見陳述や傍聴の機会を設けていただけるよう審議会に働きかけていただいたことに改めてお礼を申し上げます。

1、8時間働いても普通に暮らせない最低賃金額である

鹿児島で働く労働者の多くは、パート・アルバイトや派遣などのいわゆる非正規労働者で、時給はほぼ最低賃金に張り付いているのが現状です。また、今もなお続いているロシアのウクライナ侵攻に端を発した世界情勢の急速な変容は、原材料や燃料等の高騰や円安を招き、それに伴う物価高の影響は鹿児島県で働く労働者の家計を直撃しています。最低賃金の引き上げは、「人手不足解消」「働きやすい職場」「普通の暮らしの実現」に繋がる重要なものです。鹿児島県労連は2019年に生計費調査を行い、今夏に改めて調査を行いました。5年前から状況が改善されてはならず、8時間働いて普通に暮らすには時間額1,500円以上が必要であるという調査結果が出ています。また、答申の56円引き上げは地域間格差については是正がなされたとは言い難く、最低賃金を大幅に引き上げるための施策含めて最賃審議会にて審議が尽くされることを求めます。

2、最低賃金の大幅な引き上げには中小零細企業への公的な支援が欠かせない

最低賃金の大幅な引き上げには、中小零細企業への配慮(「直接的な財政支援」「税や社会保障負担の軽減」「大企業との適正取引の実現支援」など)が不可欠です。貴最低賃金審議会は、抜本的な中小零細企業支援策などを国や県に提言するべきだと考えます。現在、中小零細企業支援策は「金融支援、融資制度、新規事業、雇用、能力開発、賃金労働条件」などに使われていますが、活用には様々な条件があります。貴職におかれましても積極的に制度を検討し、円滑かつ適切な運用という中小零細企業支援策のあるべき姿を示せるよう国に対して要請をしていただくようお願いいたします。

3、全国一律最賃制度の実現で地域間格差の解消を

鹿児島県は新規高卒者の県外就職者が多く、優秀な人材の流出を防ぐためにも、鹿児島県の最低時給を上げなければなりません。地域間の賃金格差は、賃金の低い都市から高い都市へ人口流出を招き、あるいは若者が経済的な理由で親元を離れるしかすべがなく、所帯をもつ意欲を削ぎ、出生率の引き下げを招いているとの識者の声もあります。全国一律の最低賃金制度の実現が求められており、最高額の東京との差は未だ210円と開きがあり、鹿児島で生まれ育った若者たちの未来の為にも時間額1,500円以上への引き上げによる地域格差の解消を求めます。

以上